

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う係留施設の利用制限について

令和3年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京オリパラ）が開催されます。

東京オリパラの開催に当たっては、ヨーロッパ、豪州、米国等から約 400 頭の馬術競技馬が輸入・輸出され、これら馬の輸出入時には動物検疫所が検査を実施します。

つきましては、御不便をおかけしますが、東京オリパラ馬術競技の円滑な実施に資するため、下記のとおり動物検疫所の係留施設の利用を制限しますので、御理解と御協力の程よろしく願いいたします。

記

1. 期間: 令和3年7月10日から令和3年9月5日まで
2. 利用を中止する施設: 北海道・東北支所胆振検疫場、成田支所天浪検疫場、動物検疫所（横浜本所）